

## 千葉市発注工事における社会保険等未加入対策（下請）に係る事務取扱

この事務取扱は、本市発注工事の下請に係る健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下、「社会保険等」という。）の未加入対策の取組みを実施することに関し必要な事項を定める。

### 第1 概要

令和2年4月1日以降に本市が発注するすべての建設工事において、受注者と社会保険等未加入建設業者との下請契約を認めないこととし、下請業者が社会保険等未加入建設業者であることを確認した場合は、建設業許可権者へ通報する。

### 第2 社会保険等未加入建設業者の定義

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者で、次のいずれかの届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く。）をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

### 第3 社会保険等未加入建設業者の確認方法

工事担当課は、受注者から提出された施工体制台帳並びに再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下、「社会保険等」という。）の加入状況を確認する。すべての加入状況が加入又は適用除外となっていれば、社会保険等未加入建設業者に該当しないものとする。

### 第4 下請業者が社会保険等未加入建設業者だった場合の措置

- (1) 工事担当課は、当該未加入建設業者に関係する施工体制台帳の写し及び下請契約書の写しを速やかに契約課に送付するものとする。
- (2) 契約課は、受注者に対し、様式1により、当該社会保険等未加入建設業者が、未加入の社会保険等につき届出の義務を履行し、その確認書類を次のとおり定める期日までに提出すべき旨を受注者に通知するとともに、工事担当課へその写しを送付する。

ア 社会保険等未加入業者が一次下請である場合

30日以内で発注者が指定する日

イ 社会保険等未加入業者が二次下請以下である場合

30日以内

- (3) 受注者は、(2)の期日までに当該未加入建設業者が社会保険等の届出の義務を履行したことが確認できる書類を様式2により提出する。

なお、受注者は、当該未加入建設業者が法令の定めにより、第2に規定する届出の義

務を有していないことを確認した場合には、様式3を契約課に提出するものとする。

- (4) 契約課は、(2)の期日までに確認書類が提出されなかった場合には千葉市建設工事等指名停止取扱要領に基づき、受注者に対する指名停止措置を行うとともに、当該社会保険等未加入建設業者の建設業に係る許可権者に様式4により通報する。
- (5) 工事担当課は、千葉市工事成績評定要領に基づき、工事成績評定の減点に必要な対応を行うものとする。

#### 附 則

この事務取扱については、平成29年4月1日から施行する。ただし、この事務取扱の規定は、施行日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する建設工事から適用するものとする。

#### 附 則

この事務取扱については、平成30年4月1日から施行する。ただし、この事務取扱による改正後の規定は、施行日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する建設工事から適用するものとする。

#### 附 則

この事務取扱については、令和2年4月1日から施行する。ただし、この事務取扱による改正後の規定は、施行日以降に契約を締結する建設工事から適用するものとする。